約改正の成功を早めたという事実も重要である。

日本における条約改正の経緯

序

脱

木村時夫

その反面、 続いて欧米列強との間に締結した諸条約が、すべて不平等条約として条約改正の対象となった。それを完全に撤廃 国の植民地的支配を受けたことになる。そうしてこの不平等条約は日本の近代化の重大な障害ともなった。しかし して条約改正に成功するのは明治三十二年(一八九九)であるから、日本は開国以後四十四ヵ年にわたって欧米諸 日本は安政元年(一八五五)アメリカの使節ペリーとの間に神奈川条約を締結し、初めて開国したが、その後引 その桎梏の下にありながら、日本人の愛国心はそのために高揚し、えいえいたる近代化のための努力が

続けられ、その結果もたらされた国民の団結と国力の充実とによって、条約改正に成功したのである。さらに十九

世紀末におけるアジア情勢の変化や、それにともなり世界情勢の変化が日本にとって有利な形勢を生み、それが条

以上のことは中国についても言えることで、中国はアヘン戦争以後の一八四二年に締結した南京条約や、

アロ

平等条約改正の努力に積極的に協力しなかったことや、中国の植民地的な状態が日本に比べて長期にわたった理由 期にわたって努力してきたかはわれわれのよく知るところである。しかし同じ惨苦の体験をもつ日本が、 号事件後の一八五八年の天津条約およびそれを修正した一八六○年の北京条約等の不平等条約によって、 の植民地的支配を受けるようになった。そのために中国人民がいかに呻吟し、そこから抜け出るために、 中 西欧列強 国の不 いかに長

一 不平等条約の成立とその禍害

今後の中日関係史を研究する上で重要なことである。

た日本人役人の怯懦のためであった。ことに各開港場に設置された外国人居留地は、 人のすべてに治外法権を認めたことはない。認めたのは日本人に対する外国人の犯罪に対する裁判を、それぞれの(1) び③最恵国条款の有条件化(自動的に最恵国待遇を与えるのではなく、国別に一定の条件を附与すること)であっ を免ぜられ、日本の一切の行政権に服従しないようになったのは、外国人の横暴と、これを黙認して既成事実化し 国の在住領事に委ねるということだけであった。それが治外法権であるかのように誤解され、外国人がすべて課税 た。①の治外法権は正確には領事裁判権というべきであり、日本はいかなる条約においても、日本に在住する外国 日本が条約改正の目標としたものは、 治外法権地域となった。 各国との条約に規定された、①治外法権の撤廃と②関税自主権の獲得およ 中国における租界のようにな

この規定はすでに安政元年(一八五四)

のロシアおよびオランダとの条約の中にその萠芽があるが、

同四年

八五七)のアメリカとの条約の中で確定された。

関税を両国が協定して定めることを約束したことによって失ったものを回復しようとしたものである。 ②の関税自主権の問題は、 日本が安政五年(一八五八) に初めてアメリカとの間に締結した通商条約において、 ③は神奈川

条約において早くから規定されたものであるが、①や②に比べればそれほど重大な問題ではない。(4) ここで注意すべきは、日本が開国と同時に、諸外国との不平等条約の締結を余儀なくされていながら、 日本人は

んで歓迎さえしたもので、ハリスをして意外の思いをさせたほどである。(5) いては全く理解していなかったということである。領事裁判のごときは、 その締結の時点においては、それが不平等条約であることや、それが将来日本にどのような禍害をもたらすかにつ 華夷思想の立場からむしろ日本側から進

結したことにもよるが、それよりも重要なことは、日本国民に国家意識が成立せず、国家問題を国民一人一人の問 これは当時の日本人が世界的視野を持たなかったこと、および政府当局者が国民とは無関係に、独断で条約を締

題として捉えるという考えや態度が成立していなかったからである。

推移に対して批判を加えるようになるのは、 日本が条約改正に本格的に取組むのは、明治九年(一八七六)以降で、国民がそれに大きな関心をもち、 一八八〇年代の中期以降のことである。それは実に不平等条約が成立 改正の

とがそれによって分る。 してから三十年後のことである。国家意識の高揚と国民的団結の強化とが、その国の発展のために不可欠であるこ つぎに不平等条約が日本人に与えた苦痛についていくつかの例を挙げることにする。

たとえば東京の公園で、十三才の日本の少女に性的暴行を加えたイギリス人は、 領事裁判の結果、 僅かに六カ月

判の結果無罪となった。その理由は生アヘンは薬品であるからというのであった。(7) の禁錮刑であった。また輪入禁止品であるアヘンを再度にわたって日本に持ちこんだイギリス人は、同じく領事裁(6)

決されただけで、死亡者に対する償賠金は全然支払われなかった。 罪とした。憤激した日本国民の抗議により再度横浜で領事裁判が行なわれたが、その結果は般長に懲役三ヵ月が判 戸港に向って出発したが、同月二十五日夜半、紀州沖で遭難沈没した。その際イギリス人水夫は、船長以下二十五 船艙の中で死亡した。船長は職責を果さなかったという理由で告訴されたが、神戸駐在のイギリス領事はこれを無 名全員がボートに乗って脱出して救助されたが、イギリス人以外のアジア人種の水夫十三名と、日本人乗客全員は 明治十九年(一八八六)十月、イギリスの貨物船ノルマントン号は日本人乗客二十三名を乗せて、横浜港から神

このように日本人が外国人によって不当にその権利を侵害された例は非常に多く、ことに外人居留地においてそ

目に関係なく、一律に五%と定められた(いわゆる 従価五分税)。これは イギリス公使パークスが他の三国を使嗾 大坂湾に侵入し、武力的脅迫によって、関税率を引き下げた「改税約書」を日本に強制した。その結果関税率は品 二年(一八六六)英・仏・米・蘭四カ国は、日本の攘夷運動や、条約の一部不履行を理由に、連合艦隊を編成して 関税自主権は無かったが、関税率は品目毎に定められ、それは最低一〇%から最高三〇%であった。ところが慶応 して行なったもので、当時イギリスが中国に対して行なっていた、植民地的支配を日本にも適用しようとしたから 関税の面においても日本が受けた被害は大きかった。なぜならば日本が最初に締結した諸国との通商条約には、

である。

害し、 要求し、それがしばしば暴動にまで発展して重大な国内問題となった。また輸入超過の傾向は国内産業の発達を阻 ける増税によって賄わねばならなくなった。そのために過重な税負担に困窮した国民は、政府に対してその軽減を 進するために巨額の財源を必要としたが、それが右のような事情で貿易によっては得られなかったから、 その結果日本の海関税収入は激減し、また輸入超過の傾向が連年増大していった。当時の日本はその近代化を推 日本人はマッチのような日用品さえ外国製品を用いるようになり、国内産業保護のためにも、 関税自主権 国内にお

二 改正交渉の経緯

獲得の早期実現が切望された。

日本の条約改正のための諸外国との交渉は次のような経過をたどった。

(1)岩倉具視(一八二五~八三)のアメリカ派遣

りをすることができたので、同年十二月岩倉具視を大使とし、多くの政府首脳者によって構成される大使節団をア

日本は明治四年(一八七一)七月、廃藩置県によって中央集権体制を樹立し、近代国家として国際社会に仲間入

メリカに派遣し、翌年一月から条約改正の交渉を行なわせた。

本に残留した者の中には、十分な準備もなしに早急に改正を図ろうとすることに強く反対する者があり、 当時のア メリカは日本に対して好意的であったから、 日本の要求には同意した。 しかし日本政府の首脳者で、

米の文物を視察しただけで帰国した。(アメリカとの交渉に際し、岩倉大使が全権委任状を携行していなかったこ リカ以外の西欧諸国の同意を得る見込みをもつことができなかったので、岩倉らは条約改正の計画を放棄して、欧 6

して激しく非難されたことなども、交渉放棄の主要原因であった。) あり、またヨ とをアメリカ側から指摘され、急ぎ伊藤博文を帰国させてそれを取寄せるという、外交の未熟さを露見する一幕が ーロッパにおいては、 日本が当時強力に推進していた神道国教化政策が、信教自由の原則に反すると

(2)外務卿寺島宗則(一八三三し九三)による交渉

事裁判制度の廃止、 たが、イギリスが強硬に反対したので交渉は難航した。その時前述したイギリス人のアヘン密輸事件が発生し、領 寺島宗則は当時の日本の国力からみて、治法外権の撤廃と関税自主権の獲得とを同時に実現することは不可能で 始めから関税自主権の獲得だけを目標として交渉を始めた。しかしこの時もアメリカの同意は得られ つまり治外法権の撤廃なしには、関税自主権は獲得できても、 実際的効果のないことが明らか

(3)外務卿井上馨(一八三四~九五)の交渉

となり、交渉は中止され、寺島も外務卿を辞任した。

毎に日本は譲歩せねばならなかったからである。 しそれは結果的には失敗であった。なぜならばイギリスの強硬方針に列国が同調したため、交渉は難航し、その度 井上馨は、それまでの国別交渉方式を改め、 東京駐在の外国公使を一堂に集めて行なう合同方式をとった。 しかし最終的な井上の改正原案はつぎの通りであった。

- ①関税自主権の完全獲得を目標とせず、それまでの従価五%を改め、 平均十一%まで関税率を引上げる。
- ②日本本土を外国人に開放する条件で、数年後に治外法権を撤廃する
- ④日本の各級裁判所に外国人の判事、 ③そのために西欧を模範とした各種法典の制定、 検事を任用し、外国人に対する裁判は外国人判事多数によって行なう。 整備を各国に約束し、 その結果を通報する。

ス人も、 この最終案には同意したので、 列国との条約改正は成功するかと思われた。

この井上の原案は国民に対しては秘密にされていたから、国内には反対論も起らず、それまで反対していたイギ

その時、 政府の法律顧問で、 法典の整備に大きな貢献をしていた、フランス人法学者ボアソナード(Boissonade,

Gustav Emile 1825~1910) は外国人判検事の任用が、日本の将来に大きな禍害をもたらすことを理由に、 による条約改正を中止すべきであると政府に警告した。 井上や首相の伊藤博文はこの警告を無視して改正を実現し 井上案

約であるとして激しい反対運動を展開した。 ようとしたが、それを契機に政府部内にも有力な反対論が現われ、 国民もその内容を知るに及んで、これを亡国条

なった極端な欧化政策のためでもあった。欧化政策とはいっても井上のそれは、 国民の激しい反対運動は改正案の屈辱的な内容のためではあったが、それはまた井上がそれを実現するために行 西欧諸国を模範として日本近代化

を欧米人に理解させ、 を図るという、 明治維新以来の伝統的政策とは異質なもので、日本がすでに西欧諸国同様の近代国家となったこと それによって条約改正を実現するために、 日本の外観を衣食住や言語・文化、 極端な場合に

連 は日本人の人種すら西欧化しようとしたものである。井上は東京に鹿鳴館という西欧風の建物を建て、 夜、 政府要人が中心になり、 欧米人を招いて舞踏会を開いた。 そのための国費の濫用、 政府首脳の腐敗や非行が そこで連日

国民の厳しい非難を浴びていた。

この朝野をあげての激しい反対にあって改正交渉は無期延期となった。

面を重視するという傾向が顕著であった。 は換言すれば、輸出貿易の不振とか、極度の財政難を解決しなければならぬという現実的な問題よりも、 多くは日本の裁判所に外国人の裁判官を任用することを感情的に国辱であるとする、国権論的主張であった。 るのであるから、改正は民意を背景とした、議会の手によって行ならべきであるといら民権論的主張もあったが、 この井上案による条約改正に反対する者の中には、二年後には憲法が制定され、その翌年には議会制度も発足す それ

(4)外務大臣大隈重信(一八三八~一九二二)の交渉

たからである(北海道開拓使官有物払下げ事件)。政府を追われた大隈が翌年立憲改進党を結成してその党首とな すべきことを唱え、また福沢諭吉(一八三五~一九〇一)のような民間人と提携して、政府の不当な施策を攻撃し によって政府から追放された。(いわゆる明治十四年の政変)それは大隈が早期に憲法を制定し、 にあって、その優れた手腕を発揮していたが、 明治十四年 (一八八一)、 伊藤博文や井上馨らの瀋閥出身者の陰謀 れるようになった。)となり、条約改正の衝に当ったのは大隈重信である。大隈は維新以来常に政府の枢要の したがって大隈は前任者である井上や、当時依然として政府の要職(枢密院議長)にいた伊藤とは政敵の関係に 井上馨の失敗の後をうけて外務大臣(明治十八年十二月に太政官制から内閣制に変り、従来の卿は大 臣 と 称 また早稲田大学の前身である東京専門学校を創設したことは周知のことである。 議会政治を創始 地 位 ž

あった。にもかかわらず伊藤が大隈を外務大臣に推薦し、改正交渉に当らせようとしたのは、大隈の外交手腕と、

国民の間における彼の人気を利用しようとしたからである。

大隈の改正案の要点はつぎの通りである。

- ①関税面においては井上案と大差はないが、 酒・煙草に対しては、日本が自由に課税し得るようにした。
- ②新条約実施後五年(井上案では十二年)で治外法権を撤廃する。ただしその代償として日本本土を外国人に開

放し、 旅行・居住・営業・財産取得等の特権を与える。

- ③外国人判事を大審院にだけ任用し、 外国人が被告である場合にだけ裁判に当らせる。またその任用期間を十二
- 年とした。(井上案では十七年)
- ④新条約実施後二年以内に刑法・民法・商法・訴訟法などの法典を整備する。 (井上案では「西欧を基準とした

法典」とし、それら新法典の内容を外国人に通知するとあった。)

- ⑤最恵国条款を有条件化した。
- 大隈案は高揚した国民の国家意識を考慮に入れた点や、 最も妥当なものであった。 当時における日本の国力や法典未整備の情況 を 考 え る

井上案に比べればむしろ諸外国にとっては厳しい改正案であったが、あえて大隈がこれを列国に提示したのは、

憲法を発布して、すでに立憲国家となったばかりでなく、翌年には議会政治も発足することになっていたから、大 井上案をめぐって高揚された国民感情を配慮したからではあるが、当時の日本は明治二十二年(一八八九)二月に

隈は国民の結集された世論に立った政治の実現ということに大きな自負心を抱いていた。この大隈の自負が列国に

対して毅然たる態度をとらせたのであろう。

さらに大隈は井上の列国会同方式を捨て、 独・米・仏・露・伊の順序で国別に交渉を行い、その同意を得ること

ができた。そうして最後に最も強硬な反対が予想されるイギリスとの交渉に入った。

り、 しようとした それと同時に大隈は条約励行主義を主張し、現行条約をその規定通りに厳しく励行し、外国人の不法行為を取締 現行条約が実際には外国人にとっていかに不利なものであるかを感じさせることによって、改正の実現を促進

で、大隈案による改正の達成は疑いないものと思われた。 予想されたように最初は強硬な反対を唱えたイギリスも、 列国の協調的態度に牽制され、 その態度を軟化したの

益がかくされてしまったともいえよう。 日常生活も向上し、 日本の現状においては大隈案が最良であり、それによって改正が実現すれば、国家財政はいうまでもなく、 案と大隈案とを仔細に比較検討することをせず、外国人判事任用の一点だけを取上げ、それを国辱であるとした。 寿太郎であったという説もある。) それを契機に大隈案に対する反対がにわかに激化した。 それが新聞紙上に転載された。 ところが明治二十二年(一八八九)四月、イギリスのロンドン・タイムズ紙は大隈案の内容を公表し、 また豊かになるという現実的利益を考えようとしなかった国権主義の陰に、 (タイムズに改正案の内容をもらしたのは、当時それに反対していた外務官僚小村 当時の日本国民は井上 具体的な国民の利 日本でも 国民の

た場合、 反対運動が激しくなった他の理由に、 国民の間における大隈の声望が高まり、 政府部内における対立があった。それは大隈案によって条約改正が実現し 翌年から始まる議会政治において、 大隈が党首である立憲改進党

手としたのである。その原案の大要はつぎの通りである。

①新条約実施後六年で、

関税協定制および領事裁判制度を廃止する。

は制定したばかりの憲法の規定に違反するということを反対の理由とした。(9) ちの政治勢力の失われることを恐れ、 が最大勢力となることを、かつての政敵である伊藤・井上らの藩閥政治家は危惧したのである。 という日本の二大派閥の出身者ではなく、それら派閥の動向に対しては常に批判的であったから、 国家的利害を無視して大隈案に反対したのである。 彼等は外国人判事の任用 大隈は薩摩・長州 伊藤らは 自

喜であった。(10) を辞任した。 て外務省に帰ろうとした大隈は、 に香華を贈り、 明治二十二年十月、 来島も誤った世論に惑わされて兇行に及んだものである。 爆弾を投じたのは北九州博多に本拠を置く、玄洋社という国家主義的な政治結社の一員である来島 遺族から感謝されたという。(11) 沸騰する反対運動のため、 その門前において爆弾を投ぜられ、 条約改正交渉の中止が閣議において決定された当日、 右脚を失う重傷を負い、そのために外務大臣 ちなみに大隈はその志を憐れみ、 閣 高議を終 その霊

5)外務大臣青木周蔵(一八四四~一九一四)の交渉

を調整し、 意が得られても、 っていた、 大隈の後任として外務大臣となった青木周蔵は、大隈の下で外務次官を勤め、 大隈と同じく国別方式をとったが、 敏腕な外交官であった。彼は大隈の失敗にかんがみ、交渉原案を作るに当っては、 イギリスの反対によって失敗した例が多かったので、反対が予想されるイギリスを最初の交渉相 最初に交渉相手としたのはイギリスであった。 井上時代から改正交渉の実務に まず政府部内の意見 それは他 の 列国 の 同

11

②その代償として外国人は日本国内において日本人と同等の権利をもつ。

③領事裁判制度を廃止する一年前までに、日本は諸法典を制定整備する。

て、アジアにおけるイギリスの権益に圧力をかけてきたからである。イギリスはアジアにおける孤立化を痛感し、 果としてアジアにおけるイギリスの権益に対する脅威となった。第三に西欧における仏・独両国がロシアと提携し 日本の提案に同意した。それは当時アジアを含む世界情勢が大きく変化していたからである。その一つは日本が明 改めて新興国日本の実力に依頼し、その協力によって自からの地位を維持しようとするにいたったのである。 ぶシベリア鉄道の建設工事を開始したからである。これはロシアのアジア経営が積極化したことを示すもので、結 リスが認めたことで、第二には明治二十四年(一八九一)にロシアがウラジオボストークを起点として、 治十七年(一八八四)の朝鮮の動乱(甲申の変)以後にとった対策によって、東アジアにおける日本の実力をイギ イギリスはこの原案に対して強硬な反対を行なうであろうと予想されていたが、 案に相違して、むしろ積極的に 欧亜を結

襲われて負傷し、そのまま帰国した。ロシアの報復を恐れた日本は、天皇が皇太子を自からその病床に見舞うなど る鉄道起工式に出席したロシア皇太子ニコライ(Nikolai A. Romanov 1868~1918) はその帰途日本を訪問して各 して陳謝の誠意を示した。そのため事件は何ら悪化しなかったが、青木は責任をとって外相を辞任した。 したがって条約改正では青木案を基礎に、まず日英間で新条約が成立するかにみえた。ところがウラジオにおけ 明治二十四年五月、同皇太子は琵琶湖に近い大津において、警備中の一日本人警官(津田三蔵)に

て折角の改正交渉も中断された。

青木の後任として外務大臣に就任したのは榎本武揚(一八三六~一九〇八)である。彼は青木案に多少の修正を

12

に、

日本は清国に宣戦を布告したのである。

加えて交渉を再開しようとしたが、 その前に彼の属する内閣が総辞職をしたので、 実際には行なわれなかった。

(6)外務大臣陸奥宗光(一八四四~九七)の交渉とその成功

しかしその内容は青木や榎本の案よりもかなり後退したもので、 ス政府と交渉するという新方式により、明治二十七年(一八九四)七月、イギリスと新条約の調印に 成 功 し た。 榎本の後任として外務大臣となった陸奥宗光は、当時日本の駐英公使であった元外相青木周蔵をして直接イギリ 新条約批准後五年で治外法権を撤廃し、 新条約の有効期間を十二年とした。イギリスと同様の新条約が米・仏 関税自主権の獲得も最初から放棄したばかりでな

露等の他の諸国と締結されたことはいうまでもない。

め 有利であると考えるにいたったからである。 のであったが、さらに日本が当時資本主義的市場として十分に成熟し、これと対等な通商関係を結ぶことが自国に それまで強硬に反対してきたイギリスが新条約に調印したのは、 早期にイギリスの好意を取付けておきたかったからである。イギリスとの新条約が調印されてから約一 また日本が前案よりも後退したのは、 前述した一八九一年以来の情勢の変化によるも 差し迫った清国との 開 戦 一週間 0 た

効期限 イギリスをはじめとする諸国との新条約が正式に発効したのは明治三十二年(一八九九)で、さらに新条約の有 が切れ、 関税自主権を獲得したのは明治四十一年(一九〇八)であった。

民 約の桎梏下にあってもえいえいとして続けられた近代化への努力と、 の熱烈な国家意識の結果でもあった。 日本における条約改正の達成は、 それを目標とした日本国民の長期の努力の結果であった。 しかしその強烈な国家意識が、 日本をして名実共に独立国としようとした国 時に国家の体面だけを強調し、 それはまた不平等条 国家・国民

の現実的利益を無視し、

改正の延引をもたらしたことも反省しなければならない。

外的地位の向上のためには、 と無縁ではない。 が絶えず武力進出を企だてたのは、このような風潮、 ジアにおける地位の向上と、 また条約改正の実現は長い苦難に満ちた経過の割には、あっけない幕切れであったともいえる。それは日本のア 争において勝利を収めればよいのである、 しかし「剣を以て立つ者は剣によって滅ぶ」という諺の意味を、我々は今度の敗戦によって身を 地道な文化的経済的な努力や、平和な外交交渉によるよりも、 国際情勢の変化によるところが大きかったからである。そのため、 という風潮が生じた。それ以後の日本の歴史が示すように、 換言すれば日本人が条約改正の経過から学んだ、 軍事力の強 日本人の中には対 誤った教訓 化 専念 日本

それぞれの国の歴史の教えるところに従って、 の選択如何によっては、 不平等条約の撤廃ということは、 我々が .新しい別の不平等条約を課されるという危険が絶無であるとはいえない。 もはや中日両国にとって遠い昔のこととなった。しかし世界情勢の変化と、 将来に対する選択を誤まらず、 平和の道を共に手を携えて歩まなけ 我々は

以って体験したのである。

とであった。

ればならないと思う。

附記

和五十五年九月二日から十一日間、 私は中国社会科学院世界歴史研究所の招きにより、 北京および上海を訪問

した。戦後三度目の訪中であった。

みがないでもない。

尾の注も今回加筆したものである。したがって日本人には不必要な叙述もあり、また単なる事柄の羅列に終った憾 対して行った報告に、多少補筆したものである。(報告のテーマは前以て先方から私に与えられたものである。)末 右の文章は私が北京 (燕山賓館会議室)において、 遠く天津や東北地方からも参集した、 中国人日本史研究者に

る場合のあること、 であるということ、 ただ私が右の報告で強調したことは三つあって、一つは対外交渉の基盤として、一国の国家意識の高揚が不可欠 第二には対外交渉において、余りに国権論的主張に固執すると、 第三には一国の対外的交渉には、その当時における国際情勢と切離せない事情があるというこ 国民の現実的利益が無視され

社会に仲間入りしてきた中国についても言えることであろうと思い、 これは私が日本歴史を学んで得た教訓であるが、それはこれからの日本はもとより、 特に言葉を強めたのであった。しかし結果と 解放後目ざましい勢で国際

報告を終ってからの質問の一つに「不平等条約下における日本と中国とを、 同じ植民地的支配の下にという言葉

して私の真意がどれほど理解されたか、今は疑問に思っている。

向として、被害者意識を以て加害者を非難する向きが強い。率直に言って自から省みる姿勢に欠けるところがある 家意識生成の基盤を準備したのに対し、中国にそれがなかったからである。その点中国の近代史研究者の著しい傾 合の方が日本に比べてはるかに苛酷であったことはいりまでもなく、それは維新後日本が近代的統一を完成して国 とができなかった。その違いをこそ、私は右の報告の中から理解してもらいたかったからである。つまり中国 で律してよいか」という意味のものがあった。私は質問の意味するところは理解しながら、適切な言葉で答えるこ

てよいのであろうかという疑問が起る。むしろ何故加害者となり、なぜ被害者となったかの歴史的事情をそれぞれ てはならないが、歴史の大局を見る時、果して地球上の国家間の関係を、単なる加害と被害との関係に還元して見 の国の歴史に基づいて再考してみることが必要なのではないか。このことは右の報告を終ってからも、そうして今 に、日本人は少くともアジアに対する加害者意識にさいなまれているようである。その反省は正しいし、そうなく それは中国に限ったことではなく、少くとも戦前の日本においてもその傾向が顕著であった。そうして戦後は逆

注

それに加筆しつつも常に思い続けていることである。

ĵ 条約改正準備のためこの問題を調査した本野一郎(後の外務大臣)はその編著「治外法権問題」(写本)の中で 免カルル、広大無限ノ特権ナレトモ現行条約ハ決シテ如此漠大ノ権利ヲ外国人一般ニ附与シタルモノニアラサルナリ 安政年間及明治ノ初年欧米諸国ト締結ンタル条約ハ裁判権ニ関シ本邦在留ノ外国人ニニニノ特権ヲ附与シタリ世人之ヲ称シテ治外法権 云フ蓋シ誤謬ノ見ト謂フヘシ国際公法上所謂治外法権ナルモノハ各国ノ君主及其使臣カ外国ニアリテ其国ノ法律ニ服従スルノ義務ヲ

8

所収)を参照されたい。 なおこの問題については、 拙稿「日本における治外法権成立の事情 -安政条約を中心として―― (拙著『日本ナショナリズムの研究』

2 安政四年の日本国米利堅合衆国条約の第四条に

日本人亜米利加人に対し法を犯す時は日本の法度を以て日本司人罰し亜米利加人日本人へ対し法を犯す時は亜米利加の法度を以てコン シュル、ゼネラール或はコンシュル(共に官名)罰すべし

とある。 日本国米利堅合衆国修好通商条約の第十三条に (外務省編『日本外交年表並主要文書 上』九頁)

3 川条約の内存し置く箇条及び此書に添たる別冊(これがいわゆる関税率表――筆者注)共に双方委任の役人実験の上談判を尽し補ひ或 は改る事を得へし 今より凡百七十一箇月の後(即一八百七十二年七月四日に当る)双方政府の存意を以て両国の内より一箇年前に通遠し此条約竝に神奈

とある。 嘉永七年調印の日本国米利堅合衆国和親条約には次のように規定している。 (前出外務省編著二〇頁)

4 5 ハリスは条約交渉の経緯を記した日記の中で次のようにのべている。 私の次の要求は、日本で罪を犯したアメリカ人は領事の審理をうけ、もし有罪であるならばアメリカの法律によって罰すべしというの 出外務省編者一頁) 第九ヶ条 日本政府外国人へ当節亜墨利加人へ不差許候廉相許し候節は亜墨利加人へも同様差許可申右に付談判猶余不致候事

7 6 馬場辰猪『条約改正論』の中で挙げられた例である。 『条約改正経過概要』に詳しいという。(井上清著『条約改正』四一頁) 記』中の一七八頁) であった。これは何等の異議もなく同意されたが、私は快心とともに、実は大いに驚いたのであった。(岩波文庫版『ハリス日本滞在

他に『ノルマントン号沈没願末』等々がある。

『朝日新聞一〇〇年の記事にみる奇談珍談巷談 上』六六~七頁

9 明治憲法の第十九条に

 $\widehat{10}$ を日本人だけに認められた権利と解し、外国人の任用を憲法違反であるとした。ちなみに井上は伊藤の懐刀であった。 とあるのを根拠とし、最初、駐米公使であった陸奥宗光が大隈にこれを指摘し、後、法制局長官井上毅が強くこれを主張した。井上は同条 玄洋社の大隈案反対の理由および兇行の経緯については、同社の手になる『玄洋社社史』に詳しい。なお来島には的野半介監修『来島恒

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得